

## 議 事 録

会議名	平成29年度第1回寒川町個人情報保護制度運営審議会会議 平成29年度第1回寒川町情報公開制度運営審議会会議		
開催日時	平成29年8月22日（火）14:00～16:20		
開催場所	寒川町役場3階 議会第2会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	委 員：中島、飯野、入澤、川島、坂元（欠席：齋藤） 事務局：小島（総務部長）・戸村（総務課長）・鳥海（総務課行政総務担当主査）・ 高橋（総務課行政総務担当主査） 傍聴者数：1名		
議 題	第1号 議事録承認委員の指名 第2号 寒川町個人情報保護条例第36条第2項の規定に基づく個人情報保護 制度の運営に関する重要事項に関する諮問 第3号 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 第4号 平成28年度個人情報取扱事務の登録状況 第5号 平成28年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 第6号 その他		
決定事項	第1号 川島副会長・飯野委員に決定。 第2号 諮問のとおり承認、ただし付帯意見あり。 第3号から第5号までは、報告案件のため決定事項はなし。		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その理由 (一部非公開の場合を含む)	
議事の経過	別紙のとおり		
配付資料	資料番号1：諮問案件及び資料 資料番号2：個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 資料番号3：平成28年度個人情報取扱事務の登録状況 資料番号4：平成28年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状 況		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	川 島 明 子 飯 野 守 (平成29年9月26日確定)		

## 議 事 の 経 過

1. 開会 戸村総務課長

2. あいさつ 小島総務部長  
中島会長

※ 事務局より、欠席委員の報告とともに、寒川町個人情報保護制度運営審議会規則及び寒川町情報公開制度運営審議会規則第3条第2項に基づき、委員総数6名中5名の出席により会議の成立要件を満たしていること、傍聴希望者が1名いることを報告。

寒川町審議会等の会議の公開に関する規則に基づき、傍聴者の入室を出席委員全員が了承。

(傍聴者入室)

3. 議題

### 第1号 議事録承認委員の指名

委員名簿の順により、今回の担当委員として川島副会長及び飯野委員を決定した。

### 第2号 寒川町個人情報保護条例第36条第2項の規定に基づく個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する諮問

【説明】 事務局より、資料に基づき説明(資料番号1)。

【質疑】 (凡例) ※ : 委員、 → : 事務局

※ 「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」(以下、「関連法」という。)にはどのような趣旨の内容が規定されているのか。

→ この関連法は、それ自体が何かを規定している法律ではなく、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び関係する法律をひとまとめに改正する法律の題名である。これらの法律の中で、行政機関の保有する個人情報を匿名加工して提供し、流通させていくことが謳われている。ただし、具体的にどのような情報を提供するかまでは規定されていない。

※ 一般の事業者が保有する情報と行政機関が保有する情報とは性格的に異なると思うが、その性格的な違いについて、関連法の中で書かれているか、または、関連法の提案理由の中で述べられているか。

→ 性格的な違いについてまでは書かれていない。国としては、国や地方公共団体が持っている情報を流通させて産業を活性化しようという狙いがあるので、加工して問題ない情報はどんどん流通させようという趣旨で書かれている。

- ※ 非識別加工情報については、また改めて当審議会に諮問される予定なので、その時に疑問点について説明できるようにしておいてもらいたい。
- ※ 非識別加工情報の導入について、いつ頃までを目処に決定することを考えているのか。
  - 年度末か来年度初め頃までには国から今後の法改正等の内容が示されると思われるので、その頃には今後の方向性を決定できるのではないかと考えている。
- ※ その決定をするときには、ぜひ慎重に考えてもらいたい。他市町村の改正状況もよく検討して、多少遅れても後になって憂えることのないよう、産業活性化の流れに流されることなく、慎重に進めてもらいたい。
- ※ 技術的助言には法的拘束力は無いが、その適用を判断するにあたっては市町村の側に相当の裁量の幅があると思う。そこで、例えば、適切に判断した結果、国又は法律の規定よりも重い基準を制定する、又はその逆に、緩い基準を制定するということがあり得るのか。
  - すごくかけ離れた内容になるのは望ましくないと思うが、法律と違う内容を条例で制定することはあり得る。
- ※ 技術的助言の中で、「相当である」と「適切に判断する必要がある」と2種類の表現があるが、寒川町ではこの表現の違いには意味があると考えているのか。「相当である」という表現には相当の必要性があるものと考えているのか。
  - また、国が法律で決めていることに対して、条例でより厳しいものを作る又はより緩いものを作るということは可能なのか。
- 恐らくだが、国は、市町村間であまり差が無いところを「相当である」とし、市町村によっては状況に違いがあるところを「適切に判断する必要がある」としているのではないかと読み取っている。また、法律と条例とで差が出ることはあり得る。実際に、国は死者を個人情報に含めていないが、寒川町は含めているというように差が出ている。国の個人情報は法律で、地方は条例でと分かれているので、法律に準拠しつつも地方それぞれが条例で決める中で差が出てくることはある。
- ※ 技術的助言はこうしなさいという命令ではなくアドバイスだから、参考にして後はこちらの責任において判断しなさいという意味と受け取っている。
  
- ※ 諮問 1 の個人情報の定義の明確化については、技術的助言に出ている部分は全て入れて進めた方が良い。
- ※ 諮問 1 でいう「同じものにする」とは、改正した行政機関個人情報保護法の第 2 条第 2 項第 1 項の定義と全く同じにするという意味か。
  - その通りです。
- ※ 当町の条例は、個人情報を「生存する個人に関する情報」に限定していない。亡くなった人も含めている。生存する個人には、自己情報の開示・請求等の権利があるが、亡くなっている人はそうした権利を行使することができない。なぜ条例でそうした人々と生存する人々を一緒にしているのか。
  - 死者の個人情報を保護しないとすると、目的外利用されたり外部に提供されたりした時に、遺族や生存する個人が不利益を被る可能性があることから、保護している。ただ、死者の個人情報であっても、相続する財産に関する情報で遺族自身の個

人情報と同一視できる場合など、合理的理由がある場合には、その遺族の個人情報として開示請求できるという運用になっている。

※ 私見だが、当町の条例が、国の法律のように死者の個人情報を分離して規定しなかった理由は、遺族から死者の個人情報について開示請求があったときに、開示してよいかどうかの判定作業が大変だからではないかと思われる。これについては、いろいろ学説もあると思うが、国の規定に合わせていくことも検討してはどうか。

※ 国の技術的助言が死者を含まない内容になっているのはなぜか。遺族が不利益を被る場合があるということだが、国はそういうことを考えていないということか。  
→ 国は、死者の個人情報は基本的に保護しないが、生存する個人の情報と同一視できる場合には保護するとしている。寒川町は、基本的に保護していて、場合によっては遺族が開示請求できるということで、運用が違っている。

※ 諮問 1 の定義について先ほども確認したが、改正した行政機関個人情報保護法の第 2 条第 2 項第 1 項では「生存する個人」となっているが、寒川町では「生存する」を削除した形にするということか。

→ 先ほど同じにすると回答したのは、個人識別符号の部分を持ち込んで条例に使うという意味で、定義全てという意味ではない。

※ 死者については「地域の特性に応じて判断する」とあり、例えば、田舎の人口 1 万人の村であれば、あの死者と言えどこの誰とすぐ分かり、ちょっとした死者の情報でもその一族郎党の人権に差し障ることがある。ここでいう地域の特性とはそのようなことを指すのではないか。寒川町の条例はその点を考慮しているのだと思う。

※ 諮問 4 の罰則についての文章の末尾が「必要がある」となっているが、助言の表現なので「こととする」と修正してはどうか。

※ 諮問 5 のオンライン結合制限について、審議会への諮問を省略する 3 項目が、なぜ今まで当町の条例に入っていなかったのか。

→ オンライン結合は個人情報の流出につながりやすいことから、これまで全て審議会に諮問するべきと考えていた。ただ、法令等に基づいて提供する場合などは提供せざるを得ず、審議会に諮問する実益がないことから、省略できるようにしたいと考え今回諮問した。

※ 過去に審議会に諮問したことで時間を浪費したとか、町民の生命・財産が被害を被ったとか、問題があったか。

→ これまで問題はなかった。法令等に基づいて提供する場合は、審議会でも反対意見が出て拒否できないので、審議が無駄になってしまう。また、生命・財産を守るため緊急かつやむを得ない場合は、審議会を招集している時間がとれないなど、難しい場合がある。

※ オンライン結合制限は、今回の国の法改正とは直接関係が無いと感じる。また、3 項目についても、条例の解釈運用で対応できると感じるので、あえて今回の諮問に入れる必要は無かったのではないか。

※ 非識別加工情報について、町の裁量の余地がある中で、諮問では情報の範囲を国と同等にするとしている。行政機関の持っている情報を民間に活用させるということなので、その情報の範囲はぜひ慎重に考えてもらいたい。また改めて当審議会へ

諮問されると思うが、その際には十分な検討と説明をお願いしたい。

- ※ 諮問から外れるが、所謂 5000 人要件が撤廃されて小規模事業者も個人情報保護法の規制の対象となった。町と関係の深い人格なき社団である自治会等では、名簿作成のために個人情報を収集し、紙の台帳と自治会長の持つ PC で管理している。個人情報の管理を今まで以上に厳しくしていかななくてはならない。町でも既に指導していると思うが、条例の中にこうした団体に対する指導について規定することも必要だと考えるので、今回の答申の付帯条件として検討してほしい。

### 答申書の取扱いについて

本日の質疑及び意見を踏まえて答申(案)を事務局に作成させ、会長監修のうえ本日の出席委員に送付。各委員は意見を期日までに事務局に伝え、その際の意見の採否については会長に一任させてほしい旨、会長が諮ったところ、各委員了承した。

### 第 3 号 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告

### 第 4 号 平成 28 年度個人情報取扱事務の登録状況

### 第 5 号 平成 28 度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

【説明】一括上程され、事務局より資料に基づき説明(資料番号 2、3、4)

【質疑】(凡例) ※ : 委員、 → : 事務局

- ※ 資料番号 4 の 7 ページの請求番号 36 番について、不存在というのは文書が物理的に存在しないということか、それとも行政文書として存在していないということか。
  - 保存年限が経過して既に廃棄していたため、物理的に存在しなかった。
- ※ 資料番号 4 の 8 ページの請求番号 4 番も不存在となっているが、これも物理的に存在しなかったということか。
  - これは、自己情報の開示請求で、請求した人の住民登録が町に無かったため、文書が存在していなかった。
- ※ 資料番号 2 の登録簿の中には、届出が遅延したと思われる事務が複数あるが、総務課は管理セクションとして、遅延した部署に対して注意したのか。また、届出書の收受印が届出日と逆転している登録簿もあり、総務課の事務にも不適切な処理があったと見受けられる。
  - 遅延した部署に対しては注意をしている。また、総務課の事務処理については、今後このようなケアレス・ミスがないよう注意する。
- ※ これらの文書は情報公開の対象でもあり、一般の人がこのような文書を見たら、役所はこんないい加減な処理をしているのかと思われてしまうので、十分注意するようにしてほしい。
- ※ 資料番号 3 では廃止件数が固有事務 21 件と共通事務 8 件を合わせて 29 件だが、資料番号 2 の廃止分の見出しページでは 27 件となっているのはなぜか。
  - 資料番号 2 の廃止分のうち、最後の 2 件は 29 年度分で、資料番号 3 の集計には入っていない。前回審議会を開催したときに、28 年度分の廃止を 2 件報告して

いるので、純粋な廃止は27件で変わらない。あとの2件は、固有事務から共通事務へ変更したことにより計上したもの。

※ 4月1日付けの組織の見直しによる各セクションの個人情報の引き継ぎはスムーズに行われたのか、また、その後の運用がうまくいっているか総務課として調査したのか。

→ 引き継ぎは既に終了していて、総務課としては登録簿を整理する中で各課に確認している。日常の運用管理については各課の課長の責任において行っている。

※ 行政改革で指定管理者制度が導入されたことについて、一番心配なのは、民間企業が入ることによって、契約で個人情報の保護を約定していても、実際の管理はどのようなのかということ。町はこの点について、どのように担保しているのか。

→ これまでは、指定管理者が月例報告書と年次報告書を町に提出し、町はこれらの報告書を確認して、町との協定に沿った管理運営がなされているか確認していた。今年度から、報告書に加えてモニタリング評価を実施する。この評価の中に情報公開と個人情報保護に関する項目もあり、規定がきちんと整備されているか、情報が適切に管理されているかといった点を評価する。評価を通して町が求める水準の管理運営がなされているか確認することとしている。

※ 資料番号4の6ページの請求番号32番と33番について、請求内容は同じだが、所管するセクションが違うだけで決定内容が異なっているのはなぜか。

→ 調査を実施した時期、年度や調査した業者が異なっていて、文書を確認したところ教育委員会の文書には従業員の氏名など非公開情報があったが、総務課の文書には非公開となる情報が無かったため。

## 第6号 その他

なし

## 4. 閉会

以 上